

奄美市事業所支援給付金 申請要領

令和4年5月9日

【問い合わせ先】

奄美市商工政策課

TEL:0997-52-1111(内線 5304・5303)

1. 事業所支援給付金とは

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少した市内事業者に、減少幅に応じた奄美市事業所支援給付金を交付し、事業継続を支援します。

2. 申請要件

(1) 給付対象要件

以下の①～⑥全てを満たすもの。

- ① 令和3年10月31日時点で奄美市内に本社又は主たる事業所を有している法人または個人事業主であり、今後も事業を継続する意思があること。

(※) 個人事業主で事業所を有さない場合（フリーランス等）は、上記に加え、請日時点において奄美市の住民基本台帳に記録されていること。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自らの事業判断によらず、対象月（※1）の売上高が、基準期間（※2）内の任意の同じ月の売上高と比較して、20%以上減少していること

(※1) 対象月：2021年11月から2022年3月のいずれかの月

(※2) 基準期間：「2018年11月から2019年3月」，「2019年11月から2020年3月」，「2020年11月から2021年3月」のいずれかの期間

・別添の申請額算定シートに売上高を記入していただくことで、減少要件を満たしているか確認することができます。（要提出）

- ③ 鹿児島県時短要請協力金の対象者事業者でないこと。

- ④ タクシー・運転代行業者でないこと。（タクシー・運転代行業者は、奄美市タクシー事業者等支援給付金が対象となります。）

- ⑤ 公共法人、暴力団関連、政治活動や宗教活動に関する事業ではないこと。
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者でないこと。

3. 支援金額

支援金額 = 基準期間の売上高 - (対象月の売上高×5) (※) 千円未満切り捨て

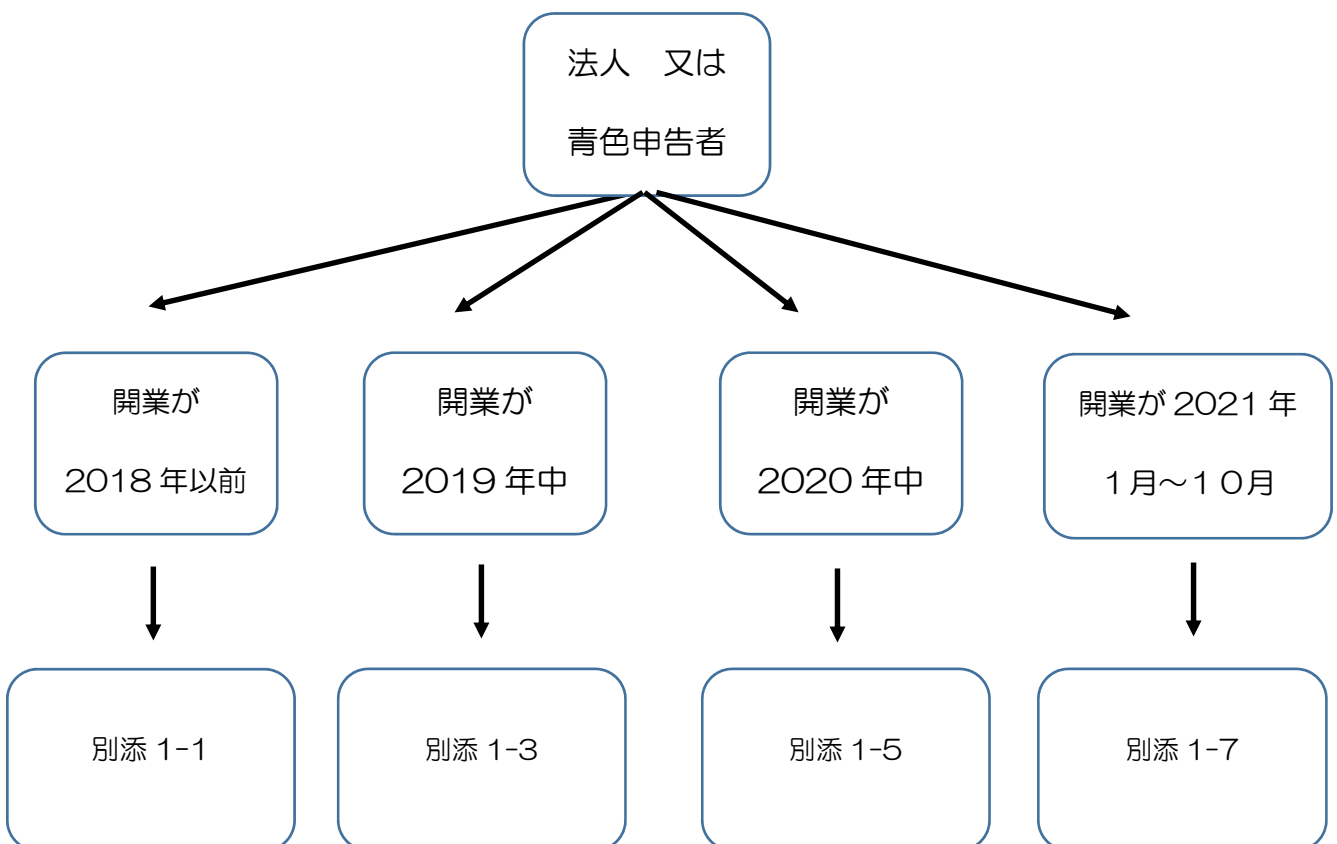
上限額：法人 20 万円、個人事業者 10 万円

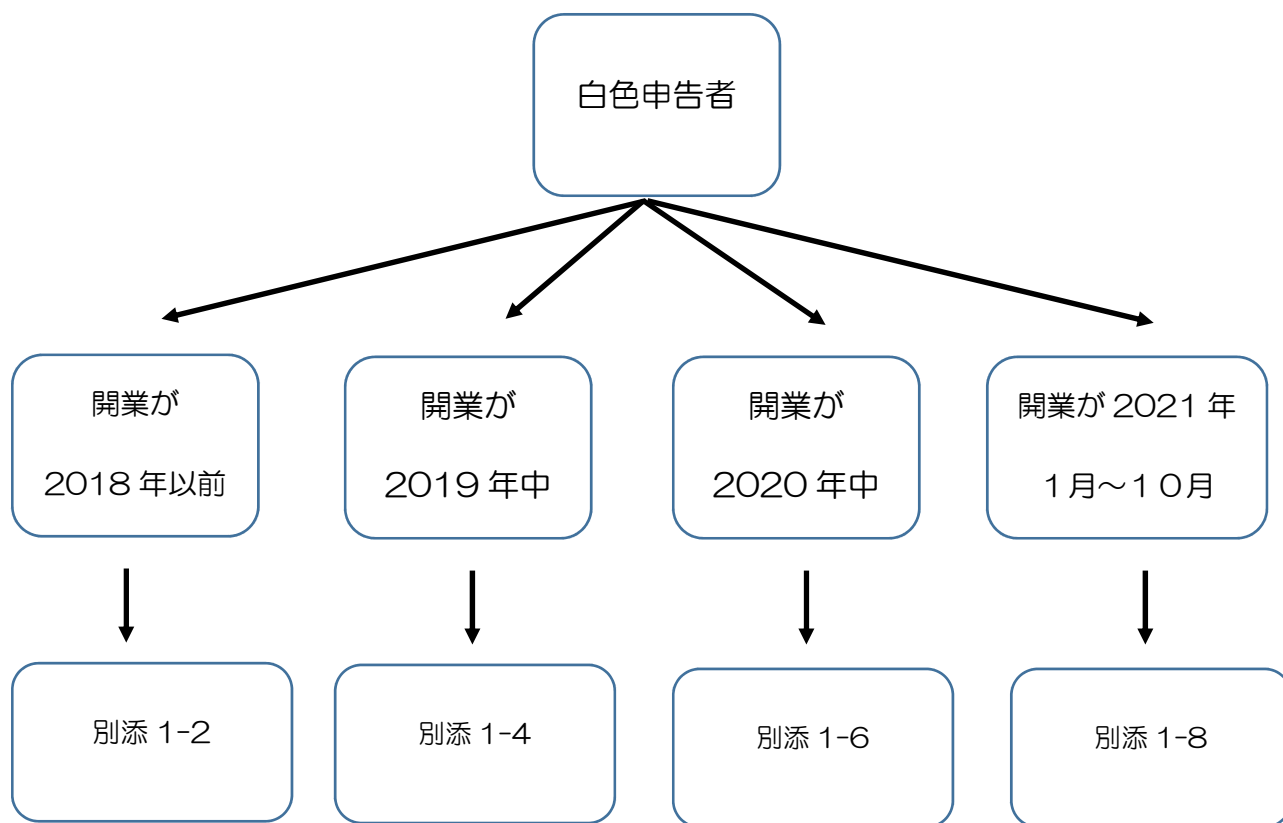
(※) 複数の店舗をもつ事業者においても、事業者ごとに1回の申請となります。

・別添の申請額算定シートに記入していただくことで支援金額を確認することができます。
申請額算定シートは要提出です。

(※) 新規開業者については、新規開業者特例の算定方法を選択することができます。

申告額算定シートについては、下記のフローチャートによりご確認ください。





4. 申請について

(1) 申請期間 令和4年5月9日（月）から7月31日（日）まで ※当日消印有効

(2) 申請方法 原則、郵送での申請とする

(3) 申請書提出先

〒894-8555 奄美市名瀬幸町25-8 奄美市商工政策課 宛

※封筒には、「事業所支援給付金申請書 在中」とご記載下さい。

(4) お問い合わせ先

奄美市商工政策課 0997-52-1111 （内線 5304・5303）

(5) 申請書類の入手方法

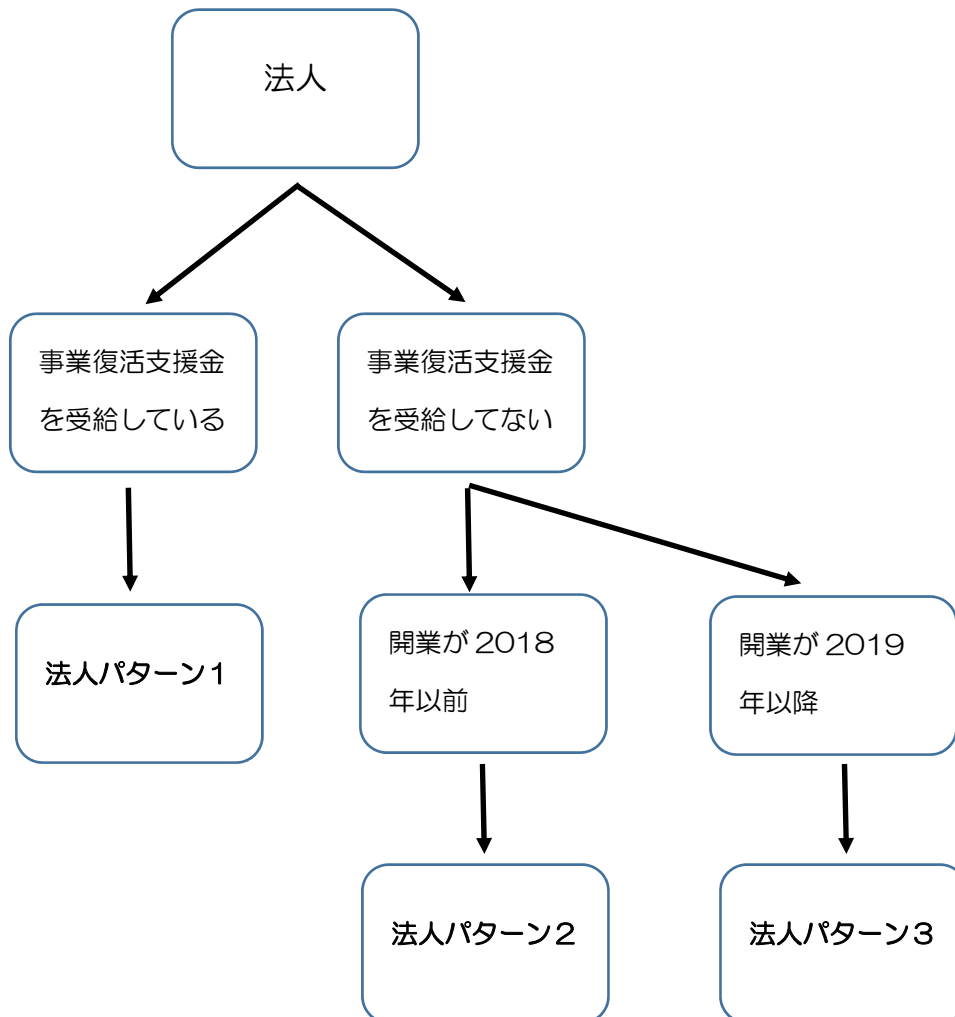
A 奄美市ホームページからダウンロード

B 以下の奄美市役所担当部署での受け取り

名瀬総合支所商工政策課，住用総合支所産業建設課，笠利総合支所産業振興課

5. 申請書類

【法人フローチャート】（※）3パターンに分かれます。



【法人パターン1】

- (1) 申請書（様式あり） ※連絡先は、日中必ず連絡が取れる電話番号をご記入ください。
- (2) 誓約書（様式あり）
- (3) 法人名義の通帳のうち振込口座が分かるページの写し

（※）銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの（通帳を開いた1・2ページ目等）

電子通帳のコピー

紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面等を印刷したもの 等

(4) 国の事業復活支援金給付通知書（はがき）の写し

※国の事業復活支援金の給付通知書のうち、通知書のア.住所が記載された面及びイ.申請番号、中小法人名、給付金額、振込口座が記載された面の写しを提出して下さい。必ず上記ア・イの両方をご提出ください。

※写しがない場合 国の事業復活支援金のマイページの写し（登録情報・申請ステータス等マイページ情報の全て）と国の事業復活支援金が振り込まれた口座通帳の申請者の口座情報（口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名・支店番号・支店名）が記載されたページ（通帳を開いた1、2ページ目）の写し及び国の事業復活支援金の受給の記帳情報（国の事業復活支援金の入金に記載されたページの写し）を提出して下さい。

(5) 履歴事項全部証明書（発行日が令和3年10月31日以降のもの）の写し

(6) 請求書（様式あり）

【法人パターン2】

(1) 申請書（様式あり） ※連絡先は、日中必ず連絡が取れる電話番号をご記入ください。

(2) 誓約書（様式あり）

(3) 基準期間を含む全ての年の確定申告書の写し及び法人事業概況説明書の写し

又は所得税青色申告決算書の写し

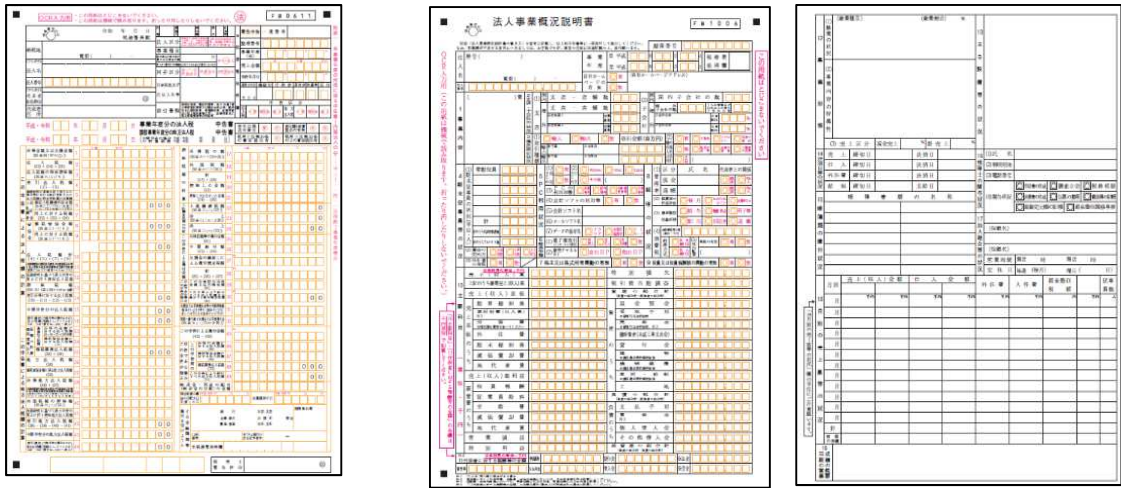
※確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。

電子申告の場合は受信通知の写しを添付のこと。

※収受日付又は受信通知のいずれも存在しない場合には、税理士による押印及び署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類を提出することで代替することができます。

〈確定申告書別表一〉

〈法人事業概況説明書〉



(例) 2018年11月から2019年3月を基準期間とした場合

- 2018年確定申告書の写し及び法人事業概況説明書又は所得税青色申告決算書
(2018年11月～12月の売上確認のため)
- 2019年確定申告書の写し及び法人事業概況説明書又は所得税青色申告決算書
(2019年1月～3月の売上確認のため)

(4) 対象月の内、令和4年1月～3月の売上が確認できる帳簿等の書類の写し及び2021年確定申告書の写し

- 売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載したほかの書類によることも認めます。

様式の指定はありません。ただし、対象月の月間事業収入であることが確認できる資料を提出ください。(令和3年〇〇月と明確に記載)

- (例) ・経理ソフトから抽出した売上データ ・エクセルで作成した売上データ
- 手書きの帳簿のコピー 等

(5) 法人名義の通帳のうち振込口座が分かるページの写し

(※) 銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの
(通帳を開いた1・2ページ目等)

電子通帳のコピー

紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面等を印刷したもの 等

- (6) 履歴事項全部証明書（発行日が令和3年10月31日以降のもの）の写し
- (7) 申告額算定シート（様式あり）
- (8) 新型コロナウイルス感染症影響チェックシート（様式あり）
- (9) 請求書（様式あり）

【法人パターン3】

- (1) 申請書（様式あり） ※連絡先は、日中必ず連絡が取れる電話番号をご記入ください。
- (2) 誓約書（様式あり）
- (3) 基準期間を含む全ての年の確定申告書の写し及び法人事業概況説明書の写し
又は所得税青色申告決算書の写し

※確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。電子申告の場合は受信通知の写しを添付のこと。

※収受日付又は受信通知のいずれも存在しない場合には、税理士による押印及び署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類を提出することで代替することができます。

〈確定申告書別表一〉

〈法人事業概況説明書〉

(例) 開業が2019年で開業特例を適用する場合

- ・2019年と2020年の確定申告書の写し及び法人事業概況説明書

又は所得税青色申告決算書

(例) 開業が2019年で基準月を2020年11月～2021年3月を選択する場合
(開業特例適用を選択しない場合)

- ・2020年と2021年の確定申告書の写し及び法人事業概況説明書

又は所得税青色申告決算書

(例) 開業が2021年の場合

- ・2021年の確定申告書の写し及び法人事業概況説明書

又は所得税青色申告決算書

(4) 対象月の内、令和4年1月～3月の売上が確認できる帳簿等の書類の写し及び2021年確定申告書の写し

・売上台帳、帳面その他の申請日の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載したほかの書類によることも認めます。

様式の指定はありません。ただし、対象月の月間事業収入であることが確認できる資料を提出ください。(令和3年〇〇月と明確に記載)

- (例) ・経理ソフトから抽出した売上データ ・エクセルで作成した売上データ
・手書きの帳簿のコピー 等

(5) 法人名義の通帳のうち振込口座が分かるページの写し

(※) 銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの
(通帳を開いた1・2ページ目等)

電子通帳のコピー

紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面等を印刷したもの 等

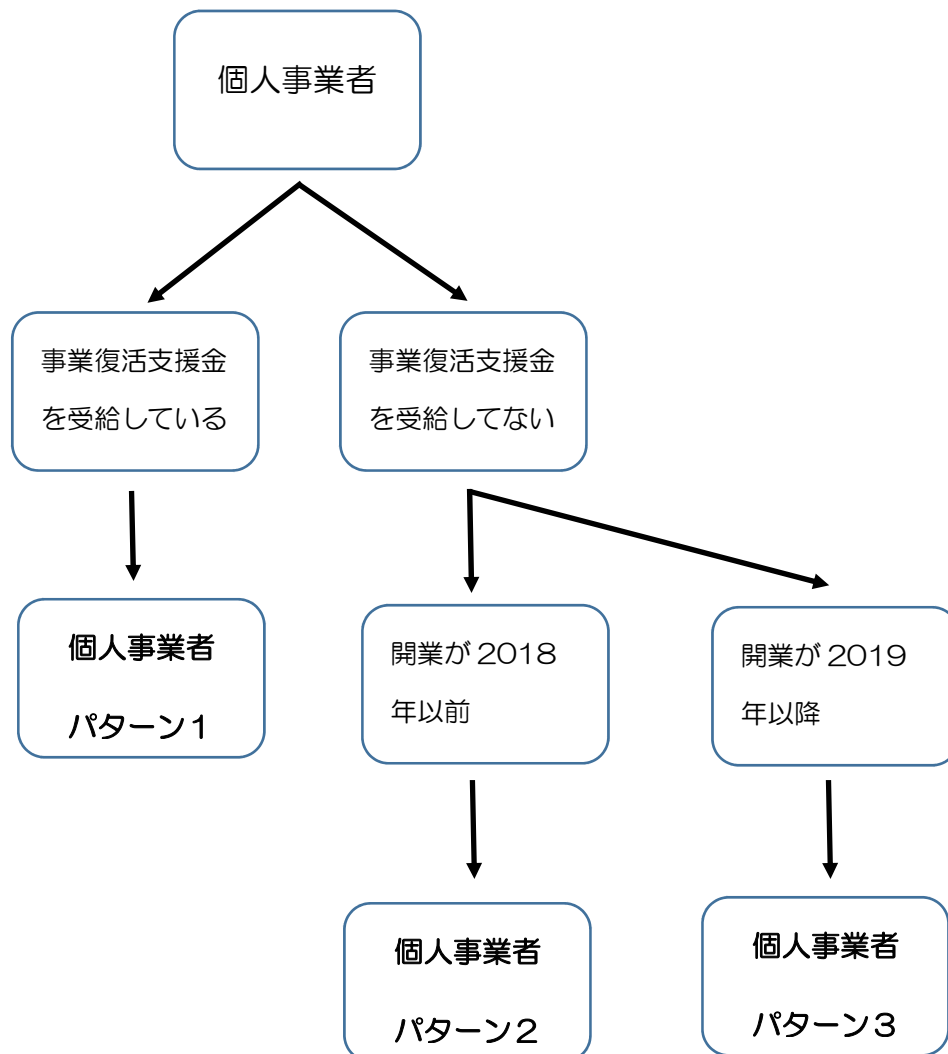
(6) 履歴事項全部証明書(発行日が令和3年10月31日以降のもの)の写し

(7) 申告額算定シート(様式あり)

(8) 新型コロナウイルス感染症影響チェックシート（様式あり）

(9) 請求書（様式あり）

【個人事業者フローチャート】 ※3パターンに分かれます。



【個人事業者パターン1】

(1) 申請書（様式あり） ※連絡先は、日中必ず連絡が取れる電話番号をご記入ください。

(2) 誓約書（様式あり）

(3) 個人事業主名義の通帳のうち振込口座が分かるページの写し

銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの（通帳を開いた1・2ページ目等）

電子通帳のコピー

紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面等を印刷したもの 等

(4) 国の事業復活支援金給付通知書（はがき）の写し

※国の事業復活支援金の給付通知書のうち、通知書のア.住所が記載された面及びイ.申請番号、中小法人名、給付金額、振込口座が記載された面の写しを提出して下さい。必ず上記ア・イの両方をご提出ください。

※写しがない場合 国の事業復活支援金のマイページの写し（登録情報・申請ステータス等マイページ情報の全て）と国の事業復活支援金が振り込まれた口座通帳の申請者の口座情報（口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名・支店番号・支店名）が記載されたページ（通帳を開いた1、2ページ目）の写し及び国の事業復活支援金の受給の記帳情報（国の事業復活支援金の入金記載されたページの写し）を提出して下さい。

(5) 本人確認書類の写し

本人確認書類は住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。なお、いずれかの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書類に記載する住所と同一のものに限ります。

(例) ・運転免許証（両面）※返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能

・個人番号カード（表面のみ）

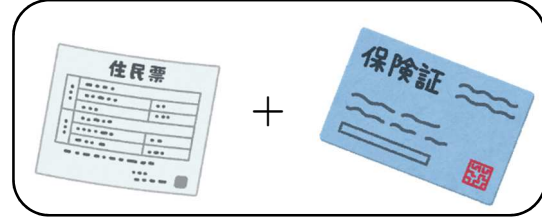
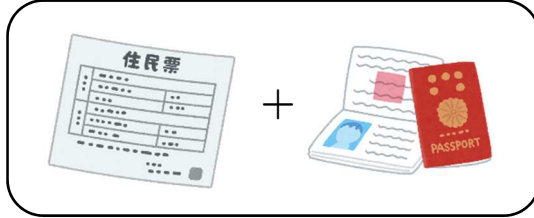
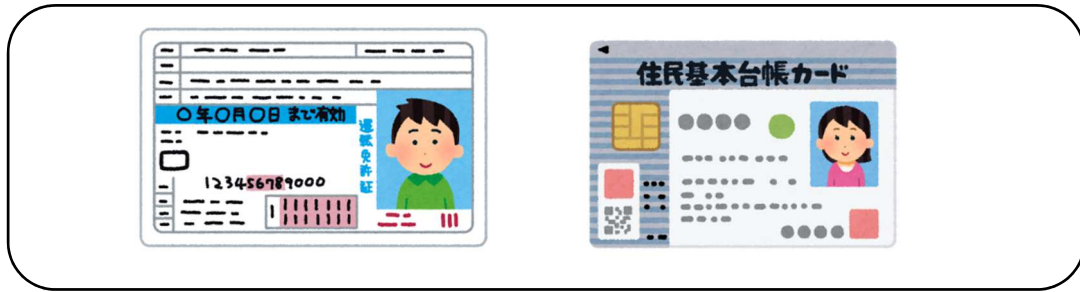
・写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ）

・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る）（両面） ・障害者手帳

なお、住所・氏名・顔写真が記載されたものが準備できない場合は、下記のように2種類の書類にて代替することができます。

・住民票及びパスポートの両方※パスポートは顔写真の掲載されているページ

・住民票及び各種健康保険証（両面）の両方



(6) 請求書 (様式あり)

【個人事業者パターン2】

(1) 申請書 (様式あり) ※連絡先は、日中必ず連絡が取れる電話番号をご記入ください。

(2) 誓約書 (様式あり)

(3) 基準期間を含む全ての年の確定申告書又は住民税申告書

(青色申告の場合)

- 確定申告書第一表の控え (写)
- 所得税青色申告決算書の控え 1 ページ目及び2 ページ目 (写)

※確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印 (税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字) されていること、e-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付すること。

※収受日付印 (税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時の印字) 又は e-Tax の「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書 (その2 所得金額用)」 (事業所得金額の記載のあるも

の)を提出することで代替することができます。この場合、收受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いる事ができます。

〈確定申告書第一表〉

〈所得税青色申告決算書〉

(白色申告もしくは市民税申告の場合)

- 確定申告書第一表の控え (写)
- 収支内訳書の控え (写)

※確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印 (税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字) されていること、e-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付すること。

※收受日付印 (税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時の印字) 又は e-Tax の「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書 (その2 所得金額用)」 (事業所得金額の記載のあるもの) を提出することで代替することができます。この場合、收受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いる事ができます。

- 市民税申告書の写し (受付印もしくは提出年月日の印字があるもの)

〈確定申告書第一表 ※白色申告〉

〈市民税申告書〉

(例) 2018年11月から2019年3月を基準期間とした場合

- 2018年確定申告書の写し及び法人事業概況説明書又は所得税青色申告決算書（2018年11月～12月の売上確認のため）
- 2019年確定申告書の写し及び法人事業概況説明書又は所得税青色申告決算書（2019年1月～3月の売上確認のため）

(4) 青色申告は、対象月の内、令和4年1月～3月の売上が確認できる帳簿等の書類の写し及び2021年確定申告書の写し。白色申告及び住民税申告書は、対象月(令和3年11月～令和4年3月)の売上が確認できる帳簿等の書類の写し及び2021年確定申告書（又は住民税申告書）の写し

- 売上台帳、帳面その他の申請日の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載したほかの書類によることも認めます。

様式の指定はありません。ただし、対象月の月間事業収入であることが確認できる資料を提出ください。（令和3年〇月と明確に記載）

(例)

- 経理ソフトから抽出した売上データ
- エクセルで作成した売上データ

- ・手書きの帳簿のコピー 等

(5) 個人事業主名義の通帳のうち振込口座が分かるページの写し

銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの（通帳を開いた1・2ページ目等）

電子通帳のコピー

紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面等を印刷したもの 等

(6) 本人確認書類の写し

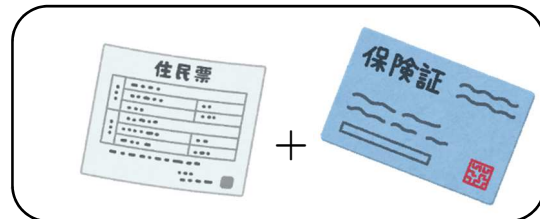
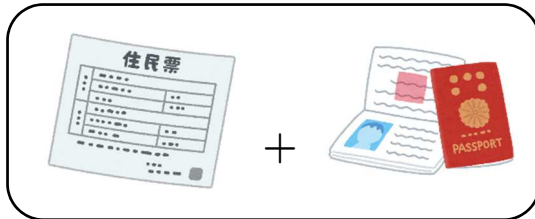
本人確認書類は住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。なお、いずれかの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書類に記載する住所と同一のものに限ります。

(例) ・運転免許証（両面）※返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能

- ・個人番号カード（表面のみ）
- ・写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ）
- ・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る）（両面）
- ・障害者手帳

なお、住所・氏名・顔写真が記載されたものが準備できない場合は、下記のように2種類の書類にて代替することができます。

- ・住民票及びパスポートの両方※パスポートは顔写真の掲載されているページ
- ・住民票及び各種健康保険証（両面）の両方



(7) 申告額算定シート（様式あり）

(8) 新型コロナウイルス感染症影響チェックシート（様式あり）

(9) 請求書（様式あり）

【個人事業者パターン3】

(1) 申請書（様式あり）※連絡先は、日中必ず連絡が取れる電話番号をご記入ください。

(2) 誓約書（様式あり）

(3) 基準期間を含む全ての年の確定申告書又は住民税申告書

（青色申告の場合）

- 確定申告書第一表の控え（写）
- 所得税青色申告決算書の控え 1 ページ目及び2 ページ目（写）

※確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付すること。

※収受日付印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時の印字）又は e-Tax の「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2 所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるも

の)を提出することで代替することができます。この場合、收受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いる事ができます。

〈確定申告書第一表〉

〈所得税青色申告決算書〉

(白色申告もしくは市民税申告の場合)

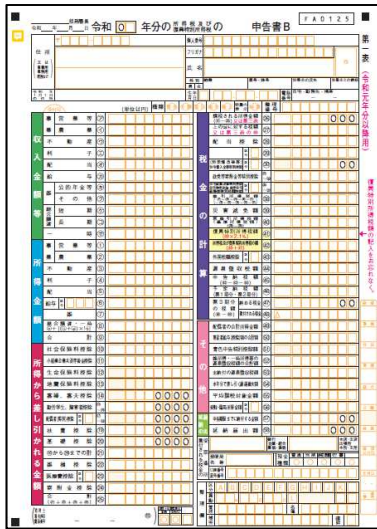
- 確定申告書第一表の控え (写)
- 収支内訳書の控え (写)

※確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。

※收受日付印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字)又はe-Taxの「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」(事業所得金額の記載のあるもの)を提出することで代替することができます。この場合、收受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いる事ができます。

- 市民税申告書の写し(受付印もしくは提出年月日の印字があるもの)

〈確定申告書第一表 ※白色申告〉



〈市民税申告書〉



(例) 開業が2019年で開業特例を適用する場合

- 2019年と2020年の確定申告書の写し又は住民税申告書

(例) 開業が2019年で基準月を2020年11月～2021年3月を選択する場合（開業特例適用を選択しない場合）

- 2020年と2021年の確定申告書の写し又は住民税申告書

(例) 開業が2021年の場合

- 2021年の確定申告書の写し又は住民税申告書

(4) 青色申告は、対象月の内、令和4年1月～3月の売上が確認できる帳簿等の書類の写し及び2021年確定申告書の写し。白色申告及び住民税申告書は、対象月(令和3年11月～令和4年3月)の売上が確認できる帳簿等の書類の写し及び2021年確定申告書(又は住民税申告書)の写し

- 売上台帳、帳面その他の申請日の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載したほかの書類によることも認めます。

様式の指定はありません。ただし、対象月の月間事業収入であることが確認できる資料を提出ください。(令和3年〇月と明確に記載)

(例)

- ・ 経理ソフトから抽出した売上データ ・ エクセルで作成した売上データ
- ・ 手書きの帳簿のコピー 等

(5) 個人事業主名義の通帳のうち振込口座が分かるページの写し

銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの（通帳を開いた1・2ページ目等）

電子通帳のコピー

紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面等を印刷したもの 等

(6) 本人確認書類の写し

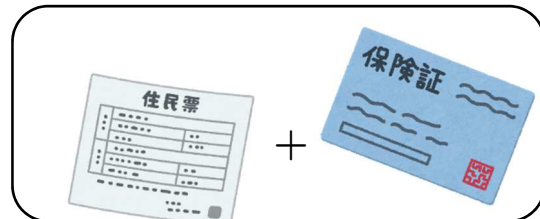
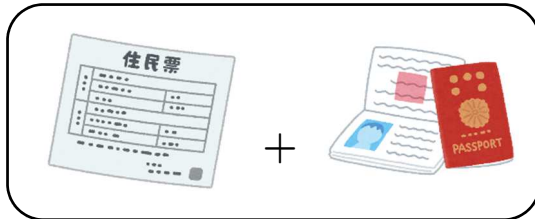
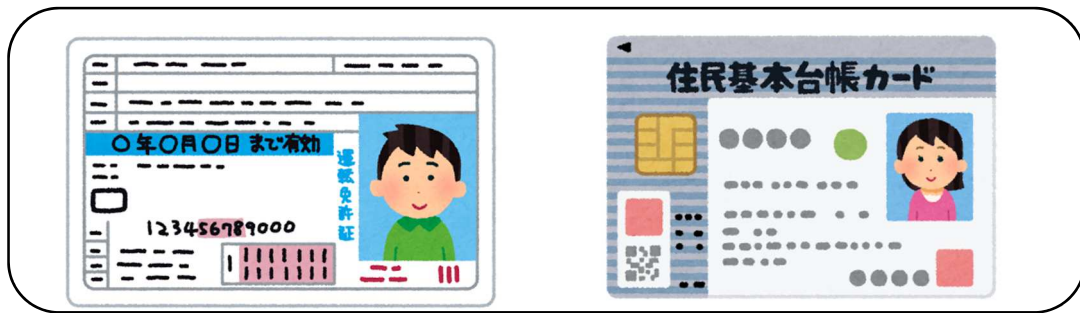
本人確認書類は住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。なお、いずれかの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書類に記載する住所と同一のものに限ります。

(例) ・ 運転免許証（両面）※返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能

- ・ 個人番号カード（表面のみ）
- ・ 写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ）
- ・ 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る）（両面） ・ 障害者手帳

なお、住所・氏名・顔写真が記載されたものが準備できない場合は、下記のように2種類の書類にて代替することができます。

- ・ 住民票及びパスポートの両方※パスポートは顔写真の掲載されているページ
- ・ 住民票及び各種健康保険証（両面）の両方



(7) 申告額算定シート（様式あり）

(8) 新型コロナウイルス感染症影響チェックシート（様式あり）

(9) 個人事業の開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書の写し

(10) 請求書（様式あり）

6. その他

(1) 申請受付後、その内容を審査し、支援金交付の可否を決定し、その旨を奄美市事業者支援給付金交付（不交付）決定通知書でお知らせします。

(2) 虚偽の申請その他不正の行為により支援金の交付を受けた者に対し、その決定通知を取り消し、又は既に受領した支援金の返還を命じることがあります。